

特別養護老人ホーム ひまわりの郷 看取りに関する指針

1. 当施設における看取り介護の考え方

看取り介護とは、その方の人生の最後のときにおいて、その方が最後まで、その人らしく過ごして頂くために、必要な援助を行うことだと私たちは考えます。そのためには、死を間近に迎えることによって生じる、精神的、肉体的苦痛を出来るだけ緩和するとともに、その方のその人らしさを発揮して頂くために、その方の発する望みに対して十分に耳を傾け、環境を整え、人としての繋がりを保持しながら介護します。また、その方と人生をともにされてこられたご家族など身近な方々にも様々にお話を伺いながら、時には介護に加わって頂き、出来るだけ一緒の時間を作っていただきながら、充実した最後のときを過ごして頂くことが目標となります。

2. 看取り介護のための共通の考え

死をどのように考えるということは、その方の近親の方々に限らず様々な思いとなります。これを何かに強制することは何人たりとも許され得ないことです。しかし、現実には施設で死を迎えようとしている、そのときにおいては、施設として、みなさまに予めご承知おき頂く必要のある事柄があります。これらの事柄については事前に良くご理解頂き、その上で看取り介護が実施されるということをご承知頂きたいと考えます。

① 施設における医療体制の理解

- I. 常勤医師の配置がないこと
- II. 協力医療機関と連携し 24 時間の連絡体制を確保して必要に応じ健康管理等に対応していること
- III. 協力医療機関の看取り担当医を配置すること
- IV. 夜間は医療スタッフが不在で看護職員は緊急時の連絡により駆けつけるオンコール体制であること
- V. 看取り担当医は病院にて診療に携わっていることから、臨終時に駆けつけられるものではないこと

② 病状の変化等に伴う緊急時の対応

- I. 看護職員等が医師（看取り担当医）との連絡をとり判断すること
- II. 夜間においては夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制にもとづき看護職員と連絡をとって緊急対応を行うこと

- ③ 家族との 24 時間の連絡体制を確保していること。
- ④ ご本人に耐え難いような苦痛が伴わないこと。(苦痛が生じた場合は看取り介護の継続も含め対応を協議します。)
- ⑤ 死亡診断は協力病院において担当医がおこなうこと。
- ⑥ 看取りの介護に対する本人または家族と施設の同意があること。

3. 看取り介護で行うこと

① ご本人に対して

I. 基本的には、それまで施設で行ってきた介護を継続して行います。お体の状況に応じて介護の方法は変化しますが、日常のお世話は変わらないものとお考え下さい。ただし、軽度の身体的苦痛が生じる場合はこの苦痛を取り除く為の介護的な工夫(身体の向きを変えたり、クッションで支えたりします。)を行います。

お食事に関しては、その時のご本人の状態を医師の診断他に基づき管理栄養士が把握し、これまで通り栄養計画を作成し、ご本人またはご家族にご同意を頂いた上で実施いたします。また、介護職員と協力して出来るだけご本人にご負担のかからない方法で、可能な範囲で栄養や水分を摂取して頂けるように努めます。

機能訓練についても、これまで同様に機能訓練指導員が機能訓練計画を作成し、ご本人ご家族のご同意を頂いた上で実施いたします。また、介護職員と協力して、ご本人の状態に応じた体位や行為、行動について適切な介助を行うように努めます。

II. 看護師は医師の指示に基づき必要な処置を行いますが、医師の看取り診断に従い必要以上の医療行為に繋がることは致しません。おもに苦痛緩和に尽力します。

III. ケアマネジャー、生活相談員、管理栄養士など事務職員も含め全ての職員でご本人との人としての繋がりを最後まで保ちます。この繋がりの中で見出された事柄は職員全員で共有し看取り介護に反映します。

② ご家族に対して

看取り介護に出来るだけご協力いただくようお願い致します。ご協力頂く中で、ご本人のその人らしさを發揮していただけるヒントがあるかもしれません。もちろん、ご家族様にはそれぞれのお考えやお立場があり、ご協力いただくにも様々な制約が生じることは承知しておりますので、「出来る限り」の範囲でお願い致します。その上で、お困りのことや、ご要望について何なりとお話いただきたいと思います。

4. 看取り介護のすすめかた

看取り介護の状態については、医師が判断します。ご本人のお体の状態が、終末期であると判断され、かつ、病院での対応が必ずしも必要ではなく、医療的な対応を除くことで施設での生活が可能と判断された場合、医師からご本人またはそのご家族に、その判断内容を出来るだけわかりやすく丁寧に説明させていただきます。この説明ののち、看取り介護に関する説明を施設生活相談員が行い、看取り介護計画を施設ケアマネジャーが作成し、終末期を施設で過ごすことにご本人またはご家族が同意されることで初めて、看取り介護は開始されます。

① 医師よりの説明（協力医療機関または施設にて行います。）

- I. 医師がご本人を終末期であり、看取り介護の選択が可能であると判断した場合、看護職員又は生活相談員等を通じご本人、またはご家族に、日時を定めて、協力病院または施設において医師よりご本人の常態について説明を行います。この際、出来るだけ施設生活相談員も同席させていただき、医師の説明の後に「特別養護老人ホーム ひまわりの郷 看取りに関する指針」に基づいた看取り介護についてもご説明いたします。また、施設において看取り介護を受けない場合はどのようなことが考えられるかも合わせてご説明します。
- II. この説明を受けた上で、ご本人またはご家族は、ご本人が当施設で看取り介護を受けるか、別の方法にするかを選択することができます。例えば医療機関への入院を希望する場合は、施設は協力病院と協力して入院に向けた支援を行います。

② 看取り介護の実施

- I. ご本人またはご家族が施設で看取り介護を行うことを希望された場合は、施設ケアマネジャーが医師、看護職員、介護職員、管理栄養士、機能訓練指導員等と共同して看取り介護計画を作成します。なおこの計画は、医師から、ご本人またはご家族への説明に際し事前に作成し、その際にご説明の上ご同意を頂くこともあります。
- II. 看取り介護を行う際は、医師、看護職員、介護職員等が共同でご本人の状態を把握し、ご本人またはご家族の求め等に応じ随時その状態について説明します。また、ご家族のご面会が困難な場合でも、7日に1度は施設からご本人の状態についてお知らせするようにいたします。

- Ⅲ. 看取り介護は施設全体での取り組みです。看取り介護対象となるご利用者の状態については出来る限り、職員全員が把握し、いつでもご家族などの求めに応じてご本人の状態をご報告できるようにするとともに、ご家族が求められるご要望についても、出来る限り対応するように努めます。
- Ⅳ. 看取り介護はご本人、ご家族のご意向に応じていつでも中止することが出来ます。しかし、看取り介護を中止する場合は、その直後から適切な対応をする必要がありますので、中止の意思が生じたら迷わずご相談いただき、次の対応に十分に準備が整いましたら中止させていただきます（後述参照）。

5. 医師、協力医療機関との連携体制

当施設の嘱託医師は協力病院の医師でもあるため、日頃からの十分な連携によって全てのご利用者の健康管理等に対応する体制をとっています。看取り介護中でも、緊密な連携をとってご利用者のお体の状態を把握します。

6. 緊急時（心肺停止）の連絡と対応について

- ①緊急事態（心肺停止）が生じた場合は、当施設の緊急時の連絡・対応マニュアルによって、ご家族にはご来所いただきます。それが夜間であっても同様で、この場合、生活相談員等も出勤いたします。
- ②生活相談員等とともにご家族にも心肺停止状態をご確認いただきます。
- ③施設車両で湘南第一病院へ搬送します。ご家族様には、同乗して頂くか、お車にて伴走して頂きます。

7. 看取り介護の終了

- ①退所された数日後、施設職員の最終カンファレンスが終了するまで施設にとっての看取り介護は続きます。最終カンファレンスにはご希望に応じてご家族にもご参加いただくことが出来ます。
- ②看取り介護の途中であっても、ご本人の苦痛症状が発現し、施設の努力で改善されない場合は、ご家族にご説明の上、看取り介護を中止し、医療対応とさせていただきます。
- ③看取り介護の途中であっても、ご本人またはご家族のご要望に応じて看取り介護を中止することが出来ます。
 - I. 医療対応の継続を希望される場合、必要に応じてご入院頂くこととなります。入院先の病院はご本人の状況に応じて協力病院以外の病院となる場合もございます。また、このために必要な事前の相談や準備は、生活相談員、協力病院の医療相談員等とともにご協力いたします。

Ⅱ. ご自宅等での介護を希望される場合は、ご自宅等に必要な環境を整えて頂く必要があります。居宅介護支援事業所のケアマネジャーとの事前相談による介護保険各種在宅サービス事業者のサービスを退所と同時に始められるように準備できるように、情報提供などのご協力を致します。

ご臨終後、施設を発たれるには葬儀社の協力が必要です。葬儀社の手配についてはご家族に行って頂きます。葬儀社の選定については事前に検討を重ねて頂くことが望ましいのですが、ご事情により選定されていない場合は、情報提供のみお手伝いさせていただきます。また、葬儀社によりご本人様が施設を発たれる際には、他事業（デイサービスやショートステイ）の都合から、出発の時間調整にご協力ください。出発時はささやかながら施設としてのお見送りをさせていただきます。ご希望されない場合はその旨生活相談員へお伝えください。

8. 看取り委員会の設置と役割について

ひまわりの郷「看取りに関する針」及び「看取り介護マニュアル」、その他看取りに関する取り決めは、施設長を委員長とし各職種からなる委員で構成される「看取り委員会」で策定します。また、実施した全ての看取り介護について考察を加え、より良い看取り介護の有り方について検討します。

ご家族様にもご意見等を伺わせて頂くことがありますので、その際はご協力頂きたく考えております。

(平成 23 年 4 月 1 日制定)

(平成 24 年 4 月 1 日改定)

(平成 25 年 4 月 1 日改定)

(平成 28 年 4 月 1 日改定)

(平成 29 年 4 月 1 日改定)